

昭和三十六年法律第二百三十四号

電気用品安全法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	事業の届出等（第三条・第七条）
第二章 事業の適合性検査等（第八条・第二十六条）	電気用品の適合性検査等（第八条・第二十六条）
第三章 販売等の制限（第二十七条・第二十八条）	販売等の制限（第二十七条・第二十八条）
第四章 検査機関の登録等	検査機関の登録等
第五章 第一節 検査機関の登録（第二十九条・第三十二条）	検査機関の登録（第二十九条・第三十二条）
第二節 国内登録検査機関（第三十三条・第四十二条の二）	国内登録検査機関（第三十三条・第四十二条の二）
第三節 外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四）	外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四）
第六章 第五章の一、危険等防止命令等（第四十二条の五・第四十二条の八）	危険等防止命令等（第四十二条の五・第四十二条の八）
第七章 雑則（第四十三条・第五十六条）	雑則（第四十三条・第五十六条）
附則	附則（第五十七条・第六十一条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

第二条 一般用電気工作物等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。）の部分となるり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの

三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、電気用品の製造、輸入又は販売を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、電気用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第四十二条の六において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うこと

ができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二章 事業の届出等

（事業の届出）

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める電気用品の区分（以下単に「電気用品の区分」という。）に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 電気用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）においては、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

（経済産業省令で定める電気用品の型式の区分）

四 当該電気用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（承継）

第五条 第四条 前条の届出をした者（以下「届出事業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継するものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

六条 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

第七条 届出事業者は、第三条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

八条 届出事業者は、第三条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

（届出事項に係る情報の公表）

第九条 経済産業大臣は、第三条の規定による届出又は第五条第一項の規定による届出（第三条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第三条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

二 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第三章 電気用品の適合性検査等

（基準適合義務等）

第十条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」といいう。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにならなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、(經濟産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行なう。)その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が經濟産業省令で定める基準に適合する(特定電気用品の適合性検査)

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、經濟産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないときは又は同項の証明書と同等なものとして經濟産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他經濟産業省令で定めるもの

2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて經濟産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は經濟産業省令で定める同項第二号の検査設備その他經濟産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、經濟産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

第十一条 届出事業者(特定輸入事業者である者を除く。)は、その届出に係る電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項(特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に經濟産業省令で定める方式による表示を付すことができる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に對する適合性について、第八条第二項及び第三項前段(特定電気用品の場合にあつては、同項第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段)の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第八条第三項後段(特定電気用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段)の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該電気用品に前項の表示を付すことができる。

3 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前二項の規定により表示を付する場合には、なれば、何人も、電気用品に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(改善命令)

第十二条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項(当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項)の規定により表示を付することを禁止することができる。

(表示の禁止)

2 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したもの)が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合しない電気用品の属する届出に係る型式

1 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

3 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第三項前段又は第九条第三項前段の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

4 国内管理人が第八条第三項後段又は第九条第三項後段の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

5 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

2 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る電気用品の区分に属する届出に係る型式の電気用品に第十条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

1 国内管理人が第八条第四項の經濟産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

2 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

第十三条から第二十六条まで 削除

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、經濟産業大臣の承認を受けたとき。

二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(使用の制限)

第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

2 電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使

用してはならない。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

第五章 検査機関の登録等

第一節 検査機関の登録

(登録)

第二十九条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分（以下単に「特定電気用品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。
第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。
 一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から二年を経過しない者
 二 第四十二条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(欠格条項)

この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から二年を経過しない者

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から二年を経過しない者

二 第四十二条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしてなければならない。この場合において、登録に関しても必要な手続は、経済産業省令で定める。

- 一 國際標準化機構及び國際電氣標準會議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。
 二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないことを。
 三 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する持分会社をいう。）であること。
 四 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が一分の一を超えていること。
 五 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

- 2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 一 登録年月日及び登録番号
 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分
 四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地
 (登録の更新)

第三十二条 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間¹ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(第二節 国内登録検査機関

(適合性検査の義務)
第三十三条 第九条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならぬ。

- 2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更)

第三十四条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)

第三十五条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第三十六条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合には、該当の電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

四 を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十八条及び第三十九条 削除
 (適合命令)

第四十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行ふべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十二条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 一 第三十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 二 第三十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

- 二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
- (帳簿の記載)
- 六 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
- 七 経済産業大臣による適合性検査業務実施等
- 第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
- (經濟産業大臣による適合性検査業務実施等)
- 第四十二条の二 経済産業大臣は、第九条第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他の必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という)又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は研究所若しくは機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。
- 第三節 外国登録検査機関
- (適合性検査の義務等)
- 第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。
- 2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七号まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外國登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十二条の二中「命令(登録の取消し等)
- 第四十二条の四 経済産業大臣は、外國登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 前一条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項、第三十四条、第三十一条の登録を取り消すことができる。
- 五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第四十二条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条第二項において準用する第四十条又は第四十条の二の規定による請求に応じなかつたとき。
- 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
- 六 経済産業大臣が、外國登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 経済産業大臣が必要があると認めて外國登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

- 八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外國登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 九 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録検査機関の負担とする。
- 3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に對し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 5 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 第五章の二 危険等防止命令等
- (危険等防止命令)
- 第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に對し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行つた者が第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く)。
- (取引デジタルプラットフォーム提供者の責務)
- 第四十二条の六 取引デジタルプラットフォーム提供者は、電気用品(その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。)の製造、輸入又は販売の事業を行つた者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。
- (危険等防止要請)
- 第四十二条の七 経済産業大臣は、第四十二条の五各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用して販売される電気用品による危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により當該各号に規定する者によつて当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、當該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に對し、當該各号に規定する者による当該電気用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。
- 2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて當該要請に係る措置をとつた場合において、當該措置により製造、輸入又は販売の事業を行つた者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。
- (法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表)
- 第四十二条の八 経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為(以下この条において「法令等違反行為」という。)を行つた者の氏名

又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第六章 雜則

(承認の条件)

第四十三条 第八条第一項第一号又は第二十七条第一項第一号の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、

承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第四十四条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九条第一項の登録をしたとき。

二 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。

三 第三十四条(第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第三十六条(第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第四十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わなければならぬこととするとき。

七 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は研究所若しくは機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

八 第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消したとき。

(報告の徴収)

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者については、その国内管理人を含む。)又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務(特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対する業務及び当該届出事業者

の業務)に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者については、その国内管理人を含む。)又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6 機構は、前項の指示に従つて第四項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

7 第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第二項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気用品の提出)

第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に對し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合は、都道府県又は市)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に對し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第四十六条の三 経済産業大臣は、第四十二条の四第三項に規定する検査若しくは質問又は第四十六項第四項に規定する立入検査若しくは質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認められるときは、機構に對し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

2 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(研究所又は機構の処分等についての審査請求)

第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査による処分又はその不作為について不服がある者は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。

(第五十七条から第四十九条まで 刪除)

(審査請求の手続における意見の聴取)

第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後になければならない。

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令)

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令)

2 経済産業大臣は、前項の申請に係る国内登録検査機関が第三

3 第二項の規定による命令をしなければならない。

4 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

5 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

6 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

7 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

8 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

9 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

10 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

11 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

12 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

13 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

14 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

15 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

16 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

17 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

18 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

19 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

20 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

21 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

22 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

23 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が第三

24 前二項の規定によつた場合は、当該申請に係る国内登録検査機関が適合性検査を行ふこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項の規定」と、同項及び前項中「第四十条の二」とあるのは「第四十二条の三第二項において準用する第四十条の二」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(手数料)

第五十三条 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により研究所若しくは機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、経済産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、研究所の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

(輸出用電気用品の特例) 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(経過措置) 第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(都道府県又は市が処理する事務) 第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。

(権限の委任) 第五十六条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第三項の規定に違反して表示を付したとき。

二 第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。

三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列したとき。

四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用したとき。

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

六 第四十二条の五の規定による命令に違反したとき。

五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

三 第八条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

四 第八条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

五 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

六 第九条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七 第九条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

八 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十二 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人にに対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分を除く。）又は前条 各本条の罰金刑

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十六条第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

三 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四条 前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧電気用品取締法の表示に係る特例）

第六条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号。以下「整理合理化法」という。）附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

第七条 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示（整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一號）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた

効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前

にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

1 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 2 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 3 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 4 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 5 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 7 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 8 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 9 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 10 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 11 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 12 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 13 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 14 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 15 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 16 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 17 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 18 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 19 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 20 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 21 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 22 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 23 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 24 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 25 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 26 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄	
（施行期日）	第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）	第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。
（政令への委任）	第三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
（附 則（昭和四三年五月二〇日法律第五六号）抄	第四条 附則（昭和四三年五月二〇日法律第五六号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄	第二条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	第三条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（附 則（昭和五八年五月二五日法律第五七号）抄	第四条 附則（昭和五八年五月二五日法律第五七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（附 則（平成九年四月九日法律第三三号）抄	第二条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第三条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（附 則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄	第四条 附則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（附 則（平成九年四月九日法律第三三号）抄	第二条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	第三条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄	第四条 附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（附 則（昭和六二年九月一日法律第八四号）抄	第一条 第一百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条

の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日 (国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他の公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、當該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、當該処分をした行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、當該処分引続き上級行政庁があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、當該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、當該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

附 則 (平成一一年八月六日法律第二二号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第二十三条、第五十一条及び第六十六条の規定 公布の日 平成十二年四月一日

三及び四 略

五 第三条中火薬類取締法第二十八条第一項の改正規定(「防止するため、」の下に「保安の確保のための組織及び方法その他經濟産業省令で定める事項について記載した」を加える部分に限る。)、同法第三十五条第一項の改正規定(「火薬庫」を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法に」に改める部分に限る。)及び同条第二項の改正規定(「適合しているかどうか」の下に「並びに第二十八条第一項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして經濟産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。)、第五条及び第十条の規定並びに附則第三十一条から第三十四条まで、第四十五条から第五十条まで、第七十六条、第七十七条及び第七十九条の規定 平成十三年四月一日

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 第十条の規定による改正後の電気用品安全法(以下「電気用品安全法」という。)第九条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第十条の規定の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。電気用品安全法第三十五条第一項(電気用品安全法第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規定の届出についても、同様との条において、「上級行政庁」という。があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、當該処分引続き上級行政庁があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、當該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

(検討)

た者が第十条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする旧電気用品取締法第二十一条第一項(旧電気用品取締法第二十三条第二項又は第二十五条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の試験の申請であつて、第十条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

2 第十条の規定の施行前にされた旧電気用品取締法第二十一条第一項(旧電気用品取締法第二十三条第二項又は第二十五条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の試験の申請であつて、第十条の規定の施行の際、確認若しくは承認をされたかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

3 第十条の規定の施行前にされた旧電気用品取締法第二十一条第一項の試験について合格とされた者が第十条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする旧電気用品取締法第二十一条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは旧電気用品取締法第二十一条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする旧電気用品取締法第二十一条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは第二十三条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする

は旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第四十六条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二条第一項の電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるもの（以下「移行電気用品」という。）の型式について旧電気用品取締法第十八条の認可を受け若しくはその申請をしている者（前条第三項の認可の申請をしている者を含む。）、旧電気用品取締法第二十三条第一項の認可を受け若しくはその申請をしている者（前条第三項の認可の申請をしている者を含む。）又は旧電気用品取締法第二十三条第一項の確認を受け若しくはその申請をしている者は、当該認可若しくは確認又は申請に係る型式の移行電気用品について電気用品安全法第三条の規定による届出をしたものとみなす。

第十条の規定の施行前に旧電気用品取締法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出をした者は、電気用品安全法第三条の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、これらの者についての電気用品安全法第八条第一項、第十一条、第十二条及び第四十二条の五第二号の規定の適用については、電気用品安全法第八条第一項中「第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号）第十条の規定による改正前の電気用品取締法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の電気用品の属する型式（以下単に「届出に係る構造の電気用品の属する型式」とあるのは「届出に係る構造の電気用品の属する型式」とする。）」と、電気用品安全法第十条、第十二条及び第四十二条の五第二号中「届出に係る型式」と

あるのは「届出に係る構造の電気用品の属する型式」とする。

第四十七条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二条第二項の甲種電気用品であつて電気用品安全法第二条第二項の特定電気用品であるもの（以下「移行特定電気用品」という。）について旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の型式の認可を受けている者又は旧電気用品取締法第二十三条の二第一項の型式の確認を受けている者（附則第四十五条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定による型式の認可若しくは確認を受けた者を含む。）は、その認可若しくは確認に係る型式の移行特定電気用品を製造し、又は輸入した場合には、当該認可を受けた日若しくは当該確認を受けたものとみなされれた日から旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第九条第一項の規定による義務を履むるものとみなす。

第十条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定による型式の承認（附則第四十五条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認を含む。）に係る移行特定電気用品の表示又は販売については、第十条の規定の施行の日から起算して当該移行特定電気用品に係る附則第五十条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧電気用品取締法第二十五条の三第二項において準用する旧電気用品取締法第二十二条第一項の指定を受けている者は、電気用品安全法第十条第一項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第四十八条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十二条第一項の指定を受けている者は、第十条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧電気用品取締法第三十五条の規定によりした届出は電気用品安全法第三十四条の規定によりした届出と、旧電気用品取締法第三十五条第一項の規定により届け出た業務規定期定と、旧電気用品取締法第三十五条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四十九条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは旧電気用品取締法第二十三条の二第二項の確認を受けている型式に係る移行特定電気用品又は旧電気用品取締法第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の旧電気用品取締法第二条第二項の乙種電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるものについては、電気用品安全法第十条第二項の規定にかかるず、第十条の規定の施行の日から起算して一年間（表示の変更に伴う製造設備の修理又は改造に相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものにあっては、第十条の規定の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において移行電気用品ごとに政令で定める期間）は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定の例による表示を付することができる。

第五十条 附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を付された移行特定電気用品については、第十条の規定の施行の日から起算して移行特定電気用品ごとに五年（製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものにあっては、十年）を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第五十一条 電気用品安全法第二条第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十条の規定の施行前に

おいても、行うことができる。

（処分等の効力）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものがとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前）にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一九年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一九年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区城法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八条）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八条）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十三条の二十三、第二十四条の九、第二十五条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の一、第五十条及び第五十五条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条、第一百五十五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条までの二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第二十条及び第三十三条の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の二から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の二の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第九十九条の二及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十一条、第二百一十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定を除く。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的

賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第一号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二条）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

第一項 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定(「第九十八条第一号」を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第五条中独立行政

法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第二項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一号の改正規定及び同法第十四条第一項の改正規定(「までに」の下に「掲げる業務並びに同法第二項第三号に」を加える部分に限る。)並びに附則第十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法第一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化による法律第百六号の改正規定(「第四十一条第一項」を「第四十二条」に改める部分に限る。)及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、新電安法第五条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第

三条の規定による改正前の電気用品安全法(以下この項において「旧電安法」という。)第三条の規定による届出及び当該届出に係る旧電安法第五条又は新電安法第五条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、新電安法第七条第二項の規定は、施行日以後に行われる新電安法第三条の規定による届出に係る新電安法第六条の規定による届出について適用する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条（検討）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。